

会 議 録

1 会議の名称

第 5 回 みんなで創る自治基本条例市民会議

2 開催日時

平成 17 年 4 月 26 日（火）午後 6 時 30 分～午後 8 時 40 分

3 開催場所

上越市市民プラザ 2 階 第 1 会議室

4 出席した者（傍聴人を除く）の氏名（敬称略）

・委員：72 人中 55 人出席

市民委員：飯塚むつこ、池田伸吾、石井陽子、石塚隆雄、石橋馨、今井不二子、小田武彦、岸本八千子、君波豊、栗田英明、小林久美子、佐藤恵子、佐藤忠治、高橋洋一、武田昌子、田中幹夫、田中美和子、種岡淳一、田村安男、塚田正、中嶋巖、橋本博太、長谷川敦子、平野通子、細井徳治、増田和昭、松川太賀雄、満田恵美子、宮本富男、柳沢良治、横倉進、横山郁代、横山文男、吉村壱子（43 人中 34 人出席）

職員委員：秋山友江、市村雅子、大出聡子、風巻雅人、加藤英樹、五井野宏美、小酒井伸一、小嶋栄子、沢田繁、新保大志、内藤香織、長澤政英、澤井真衣、藤田幸子、丸山隆、壘正孝、山本有恒、吉川和美、吉越梓、米川美樹、鷺津史也（29 人中 21 人出席）

・事務局：野澤企画政策課長、高橋企画政策課副課長、瀧本企画調整係長、小池主任、大島主任、米山主任、丸山主事、高橋主事、渡邊主事（計 9 人）

5 議題（公開・非公開の別）

(1) 全体協議（公開）

「今後の検討の進め方について」

ア 事務局説明

自治基本条例制定体制

自治基本条例制定の目的

検討項目

検討体制

検討の進め方

イ 協議

(2) ワークショップ（公開）

ア 各班リーダーの選出

イ 検討開始

6 傍聴人の数

3人

7 内容

全体協議 「今後の検討の進め方について」

事務局説明

野澤企画政策課長

- ・今年4月1日付で企画政策課長を仰せつかっている。昨年12月31日までは合併推進課長として3年間、市町村合併を担当してきた。1月1日の合併後は地域振興課長として合併後の13区の皆さんのお手伝いをしてきた。合併の仕事をする前は、まちづくり政策課で今の企画政策課と同じような仕事をさせていただいた都合、企画政策畑は15年くらいになる。
- ・この間、様々な仕事をさせていただいた。Jプランの策定から拠点都市の指定にも携わり、ISOもやらせていただき、さらに合併協議もあったので、今拝見させていただくと、今までいろいろなところでお世話になったお顔も拝見するし、初めての方もいらっしゃる。これから自治基本条例の素案を作っていこうということで、ぜひよろしくお願ひしたい。
- ・今から10数年前、まちづくり政策室時代に、「まちづくり条例」を作ろうという勉強をしたことがあった。当時は「自治基本条例」という名前ではなく「まちづくり条例」という名前であった。まちづくりについての制度、仕組みをどうするか、という条例づくりが盛んであった。「自治」という概念は言葉としても概念としてもあまりなかった。
- ・その当時、上越市が何故「まちづくり条例」を作らなかったかということ、これまでの学習会でも話があったかもしれないが、実は上越市は様々な制度を条例や要綱で既に定めていて、当時の感覚では、ある意味それで十分ではないかという部分があった。そのような経過を経て、今は「自治基本条例」という概念になり、実は必要だと変わってきたという経過がある。
- ・ニセコ町のパターンをこれまで学習していただいた。裏話であるが、実はニセコ町の逢坂町長と私は10数年前、逢坂町長がまだニセコ町の財政係長であった時代に、ある研修会で2週間一緒に、非常に意気投合をした仲である。
- ・ニセコ町のまちづくり基本条例の制定にあたっては、北海道大学のスタッフが町長についており、非常にオーソドックス且つ論理的に、どこからも欠点のない条例を見事に作ったわけである。住民の皆さんが一つひとつ議論をしたという部分もあったとは思いますが、綺麗な化粧をする部分には大学の先生方が相当関わってこられている。だから作って数年経ってもあまり陳腐化してこないという部分があると思う。
- ・「まちづくり条例」でも「自治基本条例」でも結構であるが、市としてどのように考えて、この市民会議の委員の方々にどのようなお仕事をお願いし、また我々事務局は何をしていくか、やはりこれをもう一度今日明確にさせていただいたうえで、今後の具体的な検討に入っていきたい。これから説明させていただく内容についてご意見を頂戴し、今後の実際の検討に入っていけるようにしたい。今日は基本的な資料をかなり踏み込んだ形でお見せしながら、議論をしていきたい。
- ・今回の自治基本条例検討の出発点については、自治基本条例というものがそろそろ必要であろうとい

う視点が市の内部には当然あったわけであり、第5次総合計画の中で「自治基本条例を検討する」と書いてある。そこでは「制定する」ということではなく「検討する」ということであった。「検討」から「制定」へスイッチが切り替わった背景は、ある意味では合併の協議があったのだと思う。合併協議の中で「自治基本条例に関する小委員会」があり、5回に渡って議論がされた。そこから市長宛に、ぜひ自治基本条例を上越市で作ってほしい、というご提言をいただいた。

- ・合併協議での議論は厳しいものであり、ある意味では市と旧13町村の対立軸の部分もあったが、この「自治基本条例に関する小委員会」は全くそうではなく、新しい市をどのようにしてつくっていくか、かなり建設的にご議論をいただいた。合併にあまり賛成ではない委員もおられたが、自治基本条例については非常に前向きにご議論をいただき、今後の上越市にとって必要でありぜひつくりますよ、という一つの答えを導き出し、市長にご提言いただいたという経過がある。その辺が一つの契機であったと私自身は合併協議を通じて考えている。
- ・私は課長であって市長ではないが、市の課長は市長の意を受けて仕事をしており、少なくとも今日申し上げる部分については責任ある発言と取っていただいて結構である。質問に対しても出来るだけ明確に市としての考えをお伝えしたい。
- ・自治基本条例の中身についてもこれまでに様々に学習していただき、皆様方にお考えいただいているわけであるが、今日これから私が説明する内容にご賛同いただけるのであれば早速議論に入れるわけであり、そのようなスタートに今日はさせていただきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

自治基本条例制定体制

- ・条例の制定の仕方は3つある。
 - ・市長が議会に提案し、議会が議決をする方法
 - ・議会の議員自らが提案し、議会が議決をする方法
 - ・住民が直接請求の形で条例を提案し、議会が議決する方法いずれにしても、最後には必ず議会が議決をする。
- ・自治基本条例の提案にはどの方法が一番見合っているか、という部分は様々な議論がある。少なくとも今回どのような形でスタートを切っているかということ、この図(資料1ページの図)のとおり、市長が議会に提案し、議会で議決をいただくという構図でスタートを切っている。
- ・何故かということ、予算を審議する際に、市長としては自治基本条例をつかっていきたいということで議会に予算をお願いして議決いただいている以上、基本的には市長が最後は提案するということである。全国の自治基本条例制定のパターンとしては、これが一番多い。
- ・議会の議員が提案して議会で議決をするというケースは稀であり、その見本は我が上越市に合併をしていただいた旧吉川町が作った自治基本条例は、議員提案という形であった。これは一つのパターンである。
- ・いずれにしても、議会が議決をするということは市民が決めるということであり、条例制定は当然議会で議決をするものである。
- ・この図の...で囲まれている部分について説明すると、市長が議会に提案するときに、市長として提案する以上、議案として条例の案を作らなければならないが、職員に命じて案を作れというのが今までのやり方であった。今回の自治基本条例は、市長としては市民の方と作りたい、ということである。その結果としてこの「みんなで創る自治基本条例市民会議」を設置させていただき、市民の皆さんにお声がけをし、皆様方からご応募をいただき、それに対して市長が委員として委嘱をさせていただ

- た。そして同時に、素案を作ってくださいという願いをしたわけである。この市民会議で十分なご議論をいただき、市長に素案としてお返しをいただくというのが、この会の極めて重要な役目である。
- ・そして市長は次の段階で「自治基本条例策定検討委員会」に、この素案をもとに条例化してください、ということで預け、そしてそこから条例案として市長に上がってくるのである。
 - ・問題は、今実際に「みんなで創る自治基本条例市民会議」は動いているわけだが、図右側の「自治基本条例策定検討委員会」は設置されていない状態であり、ここは今後皆さんがご議論いただいた内容如何によって、市長としてどのような判断をされるかということである。つまり、ここで上がってきた素案のままで条例案としてほしいと皆様方が要望し、市長も同様に判断すれば、そういうこともあるかもしれない。そこは皆様方と一緒に考えていく道筋はあるわけだが、今の形としては、このような関係がある。
 - ・条例を作るとき、上越市ではパブリックコメントという制度がある。これも昔でいえば、まちづくり条例、即ち自治基本条例の一部になるものであるが、パブリックコメントを市長は 21 万市民に対してかけ、その話を聞いた上で上程するわけである。これは市民の意見を聞く一つの形であるが、市としては「みんなで創る自治基本条例市民会議」という名前をつけてお願いしている以上、できるものであれば素案を策定した時点で何らかの方法で 21 万市民に対して、この市民会議として何らかの呼びかけや投げかけがあったらありがたい、と考えているのが図の左下である。
 - ・これはいろいろな形が想定される。例えば、委員の代表の方と市民との対話集会というのものもあるかもしれない。また、せっかく各区から委員にご参加いただいているので、それぞれ区にお持ち帰りいただき、地域協議会や住民自治組織に投げいただくという手もあるかもしれない。それはまた皆さんとご相談させていただきたい。
 - ・問題は何をどのような形で市長に返すかであり、市では今まで「素案」という言い方をしてきた。では「素案」とは何か、自治基本条例策定検討委員会が上げる「条例案」との違いは何か、ということを一応整理させていただいたのが図の下の部分である。
 - ・図の左下に「素案とは」とあるが、市としては「自治基本条例に定めるべき項目とその内容について、簡条書き程度にまとめたもの」と書いた。「簡条書きで十分である」という意味ではなく、そこは誤解しないでいただきたい。何故「簡条書き程度」かということ、条例文というのは今までの常識でいくと役所言葉であり、役所言葉で検討しようとする、皆様方の感覚とズレが生じる可能性があるため、検討する段階ではまずは市民の皆さんの言葉で検討をしていただきたいということである。これは、合併協議の中で必ず起きたことであるが、委員の皆さんの意見を事務局がまとめた時点でもう言葉のニュアンスが違ってしまっていた。これは言葉使いの問題であり、我々はどうすべきかということからいくと、少なくとも素案は皆様方からお考えいただいて、皆様方が使っていた言葉でまとめるべきだと考えており、「簡条書き程度にまとめたもの」という書き方をさせていただいた。わかりやすさとして、そういう表現をさせていただいた。
 - ・では条例は条例文の形にしなければならないのか、という問題が次の問題として出てくる。先ほど、「自治基本条例策定検討委員会はまだ立ち上がっていない」という言い方を何故したかということ、この市民会議で話し合っ、住民感覚の言葉で非常にわかりやすくまとめあげることができたとすれば、その文章は市民に一番わかりやすい文章だということになる。自治基本条例は誰のためにあるか、まさに自治のためにあるということであれば、市民がわかりやすい文章で書くべきではないか、という議論があつて然るべしである。であれば、わざわざ条例文に変えていくことが必要かというご議論はここで一回する必要はあるのではないかと、ということをおし上げたかったわけである。

- ・素案を市長に提案されるときに、皆様方として素案を提案するだけでなく、できたらこのままの文章で提案されたいかがか、あるいはできるだけわかりやすい言葉で作ってほしい、というお気持ちをプラスした付帯的なものを付けて提案するというのも十分あってよいし、ぜひそのことも皆さんでご議論いただければ市としてもありがたいことである。
- ・条例はあくまで「道具」であり、誰が使うかといえば、今回の自治基本条例は住民が使う道具である。ということは、住民がわかりやすいように作るのが良いに決まっており、そのような感覚で自治基本条例の検討と素案づくりに取り組んでいただきたい。最終的にやはり条例らしいほうが良いということになれば、それはその整理は、その整理ができる者（策定検討委員会）がやるべし、ということになると思われるが、その場合でも、先ほど申し上げたように、微妙なニュアンスの違いもあり、また逆に市としての考えも入ってくる可能性もある。そこはご議論させていただきたい。仮に策定検討委員会が立ち上がった場合には、当然意見交換というものも必要であろうし、市民会議代表に委員として入っていただくことも考えているが、それ以上に市民会議全体と策定検討委員会が話し合う場面もあってよいのだろうと考えている。
- ・基本的な手順、仕組みはこういう形でいこうということであり、この大前提を十分ご理解いただいたうえで、これからのご議論を進めていただきたい。
- ・事務局は何をするかということになるが、この図の...の枠を守りながら、皆様方の思いを一つの形に作り上げていくお手伝いをさせていただき、加えて、やはり市の職員としても、もちろん職員委員も委員として入っているが、最も市の意を呈した職員として、必要であればご議論に交えていただければ、大変良いものに取りまとめられていくのではないかと考えている。

自治基本条例制定の目的

- ・ここに挙げた「自治基本条例制定の目的」は、市長が議会に提案したもの、また記者会見で申し上げた言葉を箇条書きにしたものである。
 - ・市民と行政との協働のまちづくりのさらなる推進を目指すために、という前文があって、
 - ・市民と行政がまちづくりの理念について共通の認識を持つ
 - ・まちづくりの主体が市民であることを確認する
 - ・市民と行政の役割と責務を明確にする
 - ・まちづくりに関する行政の意思決定への市民参画を制度的に保障する
- の4点であり、これが行政が議会に出す際の言葉の表現である。

検討項目

- ・この4つの制定目的を、先ほど申し上げた市民にわかりやすい言葉で言い換えると、
 - ・「まちづくりを進めていくうえで大切にすること」は何か
 - ・「まちづくりの主体」というものは何か
 - ・その「まちづくりの主体」の役割と責務を考えましょう
 - ・「まちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと」を考えましょう
- ということである。
- ・ここでぜひ議論していただきたいこととして、最近は「市民と行政」という言葉が流行っているが、では「市民」とは何であるか、という議論は実はされていない。「行政」は行政そのものであるが、「市民」は様々なものが全て「市民」とくくられている。地方自治法も含め、まちづくりや行政の意思決

定に参画する人たちはどのようなものがあるかということは、実はあまりはっきりしていない。地縁組織の自治会や町内会がようやく認められかけてきたところである。NPO も地方自治法に書いてはあるが、しっかりとその人たちはまちづくりの主体であるとは書かれておらず、ということも地方自治法に規定されていないのである。私たちが今議論しなければならないのは、上越市でまちづくりに参加する人たちはどういう人たちが、つまり、この条例で制度を保障したりするときに、その相手は誰なのか、ということを一回議論する必要があるのではないかと考えている。町内会とは何か、NPO とは何か。NPO はその組織自体が目的を持っているが、目的を持っているけれどもまちづくりに参加したいとしたら、参加させることにはルールが必要かもしれない。そのようなことをしっかり議論していくことが必要であるとすれば、NPO などをきっちりと位置付けたうえで議論をしていく必要があるのかもしれないということである。

- ・町内会も同じである。議員が陳情する、町内会長が陳情する、これはどうなのか。市長と議員、町内会長の関係だけに任せておいてよいのか。市民からすると、議会は内容が見えるが、町内会長が市長に陳情した部分は見えないことにもなる。まちづくりを進めていくうえで町内会や自治会などを一つのルールにのせていく必要があるのだろうか、というようなことも、まちづくり基本条例や自治基本条例を決めていく中で、非常に重要な問題になる。住民の自治権がどこで発揮されるかという問題でもあり、これは非常に重要な問題である。
- ・そうすると、「市民」を「個人」というところまで下げていくのか、あるいは先ほど申し上げたようにいろいろな団体でくくって議論していくのかということになる。これはある意味で自治基本条例の議論の一番大事なところになってくるのではないかと思うところであり、皆様のご議論に非常に期待しているところである。これが決まらないと、次の「役割と責務」などは当然決めようがないわけである。
- ・この辺は、今までの例だと「議会」と「市民」と「行政」というくくりで終わっているが、本当にそれでよいのかということからは、自治基本条例を作るにあたって、やはり議論をする必要があるのではないかと思う。
- ・合併により市域が広がった中で、町内会などの位置付けが各区によってかなり違っており、やはりルールは作る必要はある。しかし、このルールは行政が作ったのではダメである。行政が作ると、市の下部機関として町内会を使ってしまうような条例になってしまう。であるから、そうではないという市民の視点の中から作っていただくのがふさわしいのではないかと思う。
- ・四つ目の「まちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと」は、これが今までまちづくり条例で言われていた重要な部分である。普通は住民投票、オンブズマン制度、パブリックコメント制度、情報公開制度など様々なものがあるが、しかし上越市には既にたくさんあるわけである。今後の議論の仕方として、上越市に既にあるものを最初から除いて議論する、というのは非常に難しいと思うので、ここはフリーハンドで議論いただき、必要なルールを全部挙げていただく中で、既に定まっているものは除いたらいいのではないかと、としたほうが、議論としては皆さんはやりやすいのではないかと思う。最初に十分知ったうえで、既にあるものを除いて議論するという手法ももちろんあると思うが、そのためには相当事前の読み込みが必要である。
- ・その読み込みというのは、逆の意味で市民の方々から学習していただくのは非常に良いことかもしれない。自治基本条例をわざわざ作らなくても、自分たちでやろうと思えば直接請求もできるということになるかもしれない。各条例を読んでいただくとわかるが、今市民の方々に与えられている（言葉の表現はよくないが、わかりやすく表現するために敢えてこの表現をした）権限はものすごく多くあ

り、これらの制度を利用すれば十分まちを自分たちでコントロールできるではないか、ということにおそらくお気づきになると思う。この各条例の資料は次回までに皆さんのお手元に郵送する。両面 50 ページあるが、一応学習しておきたい方にはしていただいておいてもよいかと思う。

- ・これらの 4 つの項目を基本的な検討項目とさせていただき、協議の中で他の項目が出てくれば、これはまたご議論させていただきたい。即ち、議論する中で出てきているものが本物であり、必要だから決めようというものになるわけであり、私どもとすればこの 4 つくらいを基本にして、また必要なものが出てくれば、ぜひそこは新しい項目としてお話し合いをさせていただきたいと思っている。

検討体制

- ・ではどのようにして話をしていくか、というのが次の検討体制の話である。
- ・班別のワークショップを基本にさせていただきたい。「ワークショップ形式により検討項目ごとに各委員が意見を出し合い、最終的に班としての結論を導き出し、全体会で発表する」ということを、班の一つのお仕事、仕組みの一つにさせていただきたい。そして「班の意見を集約して、検討項目ごとに内容を整理し、みんなで創る自治基本条例市民会議としての素案を決定する」のが全体会である、というように整理をさせていただきたい。
- ・その中で事務局は、「会議の運営及び進行管理、各班発表内容の整理、とりまとめ」に一応徹したいと思っている。「徹したい」と申し上げたのは、徹しているうちに「自治基本条例の行き先が危ういぞ」ということがあれば、自治基本条例を作ろうと決めた市長の責務もあるので、正々堂々と「これはいかがでしょうか」というお話をさせていただくのも職員の責務であり、当然のことかと思っている。「徹したい」という表現を一応今させていただきたい。
- ・ワークショップの考え方については、これまで学習会において練習してきた「班別意見交換」は、結論は導き出さずに、議論の盛り上がりや多数の意見を導き出す手法として練習してきていただいたが、ワークショップの言葉としても、今後の素案検討については、やはり班として結論を出していただくということも非常に重要であり、各班において最終的に班としての結論を導き出すことを目指していくとさせていただきたい。「目指していく」という一文を敢えて入れたが、何故かということ、目指してもダメな場合もあるわけである。両論併記という日本には素晴らしい制度もあり、そこは班の皆さんの「両論併記でいこう」という結論もあるわけであり、そこはお任せをするが、一応気持ちとしては班としての結論を導き出していただきたい。何故かということ、全体会に進んだときに、両論併記だと話し合いをしてみようもなくなるからであり、その辺をお願いはしておきたい。

検討の進め方

- ・項目別の進め方であるが、まず一日目は、ワークショップで意見を出していただき、簡条書きに整理していただいたものを発表していただき、事務局がその発表内容を整理して皆さんにお届けをする。
- ・皆さんのお手元に届いたものを十分読んでいただき、これは全ての班の内容をお配りするので、次の回にそれをお持ち寄りいただき、今度はそれを材料として班としての意見をまとめる方向の会議を二日目にさせていただき、全体会で発表していただく。それをまた事務局が整理し、皆さんにお届けをする。
- ・三日目に全体会で、会としての意見を決定する。大まかなルールは今こう考えている。一つの項目で三回の議論をさせていただければと考えている。

一回目 ... 自由な意見出し

二回目 ... 班としての結論出し

三回目 ... 会議としての結論出し

ということを、項目ごとにグルグルとまわしていくやり方を今は考えている。

- ・ここで「ちょっと待った」というのはありにしたい。つまり、一回でやったがとでも時間が足りない、特に先ほど話した「まちづくりの主体」の話など、かなり難しい話になると「ちょっと待った」というのはありにしたいと思っており、ここはルールとして、一つの班はもう議論が終わってしまったが、三つの班がまだだというような際、事務局としては迷うところではあるが、そこは皆さんと相談はさせていただきたい。あまり早い班に合わせるのもどうかと思うが、あまり遅い班に合わせるのもどうかと思う。そこは微妙な感覚で、今は結論は持たずにその度ごとに皆さんと相談させていただきたい。
- ・このことを具体的に挙げたのが別紙である。
- ・今日もし時間が余れば、次回（第6回）予定のワークショップに入っていたいただきたいと思いますと考えている。
- ・全部で16回ということで想定しているが、「必要に応じ、ワークショップ及び全体会開催を追加」することも想定している。これは、先ほど話した「待った」をかける場合もあるが、もう一つ重要なのは、一回全部まとめたときに、まとめた姿で議論しないとダメだということである。個別に議論していくと忘れてしまうことが多々ある。個別に議論して出来上がった最終的な素案に近くなった段階で、もう一度みんなでそれを読み込んで、ほんとにこれでよいかということをお話し合おうと、これを忘れていた、というものが出てくる可能性はある。それも含めて、回の追加はありだと考え、こちらから皆さんにお願いをする形となると考えられるが、そこは回数を増やさせていただきたいと考えている。
- ・最終的な第一次素案がまとまった段階で、先ほど申し上げた何らかの方法で、市民との意見交換をしたいと考えている。その意見を聞くかどうかは皆さん方が決めればよいことである。「我々は勉強して10数回も話し合いした。昨日今日来て意見言われても変えられない」ということであると、それはもう市の職員の感覚になってしまっており、市民会議ではなくなってしまうので、他の市民の意見になんとか耳を傾けていただきたいと思いますと思う。
- ・一度みんなでまとめたものに対して「これはいかがか」と言われた場合、「それもそうだ」と思えばすんなり直せるが、「それはどうか」と思った場合にどのようにして修正するかということのも大変重要な部分となるわけだが、そこをぜひやっていただきたいと思いますと思う。
- ・余分もみて最終段階として第15回、第16回があるが、そこは最終的な素案をまとめるという段階である。
- ・まとまった段階で市長に素案を返していただくときに、本当に今の簡条書きで上げるのか、もう少し進めて条文のような形にまでして上げるのか、そうではなくそのまま簡条書きで条例にしてほしいと上げるのか、この上げ方も皆さんでご議論いただくことも大変重要な区切りである。
- ・ここまでお話ししたことが、第6回以降の皆さん方の協議の形を市から提案させていただいた内容であり、これから意見交換をさせていただきたい。72対1で意見交換させていただいて、それでよいということであれば、先ほど申し上げたような、班に分かれて次回予定の「まちづくりを進めていくうえで大切にすること」は何か、のような話に少し入っていただくと大変ありがたい。
- ・先ほど少し触れたが、実は上越市にはたくさんの条例が既にあるということで、今日は本当の検討には入らないということで敢えて資料を用意しなかった。あまり見てしまうとビックリしてしまうところもあり、後日皆さんに郵送するが、両面50ページの相当なボリュームになる。まずまちづくりに

いろいろな人から参加してもらおうという条例だけで 5 本ある。「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例」、「男女共同参画基本条例」、「環境基本条例」、「人にやさしいまちづくり条例」、「景観条例」、今ピックアップしただけでもそのくらいの条例がある。景観形成するときには市民の声をきくなど、いろいろなことが決められたりしている。昔でいうと「景観条例」一つでもまちづくり条例と言ったくらいに非常に住民の参加性の高い条例である。そんなものが 5 本ある。

- ・政策の基本的な方針を定めたものでいけば、「市民憲章」、「非核平和友好都市宣言」、「地球環境都市宣言」、「ごみ憲章」、「みどりの憲章」、「男女共同参画都市宣言」、「生活環境の保全等に関する条例」、「食料・農業・農村基本条例」などがある。
- ・情報公開についていえば、「政治倫理の確立のための上越市長の資産等の公開に関する条例」、「情報公開条例」、「個人情報保護条例」がある。
- ・広範な住民の皆さんの参加性でいえば、「行政手続き条例」、「オンブズパーソン条例」、「パブリックコメント実施要綱」がある。
- ・また、「上越市財政状況の公表に関する条例」や「審議会の設置等に関する指針」というのもある。
- ・今はざっと挙げただけであり、これらはまだ頭にイメージしていただかなくて結構である。先ほども申し上げたが、後日 50 ページのものを各委員に郵送する。これは読んでいただかなくても結構であり、読んでそれにあるものは除こうとしていただかなくて結構である。逆にこれだけあるということは、今の条例の仕組みだけでも、住民の皆さんが何かしようと思ったときにキッカケになることはたくさんあるということを感じ取っていただければ、上越市という市が、自治や住民の参加性からみてそれほど遅れている市ではない、ということが確実にわかっていただけたらと思う。何らかのときにこの資料を見ていただいたりしていただきたい。
- ・市としての考え方、市長として、企画政策課としての考え方を話させていただいた。我々は先ほど申し上げたとおり、事務局に徹するつもりで、逆にいえば事務局に徹したいのでこういうやり方でいかがか、ということをお示した。この資料を見ていただいた中で、また私の説明を聞いていただいた中で、ここはどうなのか、というものがあれば、またご意見をいただいて、もしそこでどうしましょうかということをお話しして、修正があれば修正をさせていただいて、そして修正あるなしに関わらず、今日の時点でとりまとめられれば、それがこれからの自治基本条例を作るルールになるわけである。
- ・条例というのはルールである。ルールでありツール、道具である。最終的にはよいまちをつくるということであり、よいまちをつくらうとして住民の皆さんが何かをしようとしたときに、この条例に書いてあることに従ってやればできる、このことをやりたいと思ったときに条例を読めばわかる、というものにしていきたい。
- ・昔の条例は「やってはいけない」という条例が多かったが、今つくろうとしているのは、ある意味でいえば食堂のメニューみたいなものである。何かやりたいときにどうやろうかと考えたときに、こうやっていけばここにたどり着く、という条例をたぶんつくろうとしているわけである。そしてそれが自治なのだと思う。ここら辺をおさえればいろいろなものが見えてくると思っており、ぜひそんなことを考えながらご議論いただきたい。
- ・学習会を既に 4 回開催しており、相当な部分でのお考えもまとまりつつあると思うので、皆様方のご意向やご意見をお聞きして、次のステップに進みたい。

- ・今ご提示したことで、何かわからないこと、反対意見、別の意見、考え方の違い、どうぞご忌憚なくご発言いただきたい。

協議

質問 1-1

- ・若干疑問に思っているところがある。自治基本条例の位置付けについて、私たちが思っていることと違うニュアンスでおっしゃった。既存の条例にあることは除くべきだということをおっしゃられたが、憲法と法律の関係からいくとおかしいのではないか。既存の条例があろうがなかろうが関係ないのではないか。

野澤課長

- ・私が今ご説明したのは、全く逆である。既存の条例があるないに関わらず、やりたいことを決めてくださいと申し上げた。そのときに、自治基本条例ではなくても地方自治法にある、憲法にある、他の条例にある、という作業は、私たちが一応提示させていただくということである。

質問 1-2

- ・了解した。そういう意味では、当然既存の上越市の条例と異なる内容になるものを作り上げてもよいのか。

野澤課長

- ・ここが一つのポイントであり、これは合併協議の中でも話し合われたことである。つまり、自治基本条例は最上位の条例であると、今おそらくそういうご質問かと思う。
- ・最上位の条例を決めようとしているときに、こういう方向が出たが個別の条例をみたらその個別条例と相反してしまった場合。相反することはおそらくないと思われるが、もし微妙な違いがあるという場合、やはり調整をしなければならない。位置付けからいえば自治基本条例が上であるわけだが、しかしまだ条例はない。条例がないというのはどういうことかということ、議会で決めていない、即ち市民が認めていないということである。その状況で既存条例との優劣をつけられるかということは、かなり厳しい議論になろうかと思う。ただ、そういうことをご提案いただくということはあってよいことであり、その整理はそのために事務局があり、ここはどうしましようかということは問題としてお返しをする。今こうなっているがそこを乗り越えますか、というのはある。ただ、市の職員としても参加しており、市の職員として参加しているということは市長が参加しているという意味であるが、それはそういう方向では困る、という部分があるかもしれない。技術的なことはお任せいただきたい。

質問 2-1

- ・今日の説明を聞いてとてもわかりやすくなったが、これまでの事務局の説明と若干違っている。今日の説明をきちんと記録に残しておいていただき、我々はそれを担保に進めていきたい。また

後で変わったとか元に戻ったとなると大変困るので、これを一つお願いしたい。

野澤課長

- ・冒頭に申し上げたが、私は市の職員として市長の意を受けてこの会議に参加している。私が答えられないことは「答えられない」と答えるが、今の質問には答えられる。今後も変わらないので、しっかりと議事録に残していく。

質問 2-2

- ・検討期間の問題であるが、今ほどの説明では、今のところはこれまでどおり 1 年間、16 回ということで変わらないが、話の内容からするとそれをオーバーする可能性もかなりあるということであり、それはそれでよいのかどうか。
- ・これまでの説明では、市民会議を 1 年間やったあとはそこでプツンと切れて、そして代表だけを出して策定検討委員会が立ち上がるという説明だったと思うが、今回の図のとおり意見交換が出来るということは非常に嬉しいことである。市民会議と策定検討委員会の関係をもう一度説明していただきたい。
- ・ワークショップで毎回やるのが次から次へとやってくるが、これまでの練習でも与えられたテーマを考えるので精一杯であり息が抜けなかった。我々が話し合っ市民の意見を聞きましようということをする余裕さえもなく進むような感じがする。どこかで息抜きを少しずつ作ってもらって、隙間を空けてもらいたいがどうか。
- ・市民会議が行っていることを市民の方たちにより理解をしてもらいたいので、広報をしてもらいたい。これまでの 5 回の学習会については一発で紹介することでよいと思うが、これからは一つずつがどういう活動をしているのか、どういう会議をしているのかというのを必ず市民に報告、広報をしていただきたい。

野澤課長

- ・期間については、一応物事は終わりを決めておかないと動かないので、私が答えられるのは、一応目標は 1 年であるが、途中見切りというのはしたくないと思っている。ご意見にあったように隙間を作るとすると 1 年は苦しいかもしれないと思うが、ただ一つ言えるのは、議論が進んでいくと、1 回のワークショップでもしかしたら結論を導き出せるかもしれない。今は意見出しと取りまとめの 2 回ずつみており、2 回ワークショップが終わってから最終的に全体会で決めるという流れで考えているが、皆さん方で意見を言い合うこと(意見の一致ではない)に慣れてくると、1 回でまとまるという可能性もある。そこは臨機応変に対応したい。意見がまとまっているのにもう一度ワークショップをする、ということはするつもりはない。そのあたりはまさに班の方々と話し合いをしたい。
- ・市民会議と策定検討委員会の関係について、もう一度説明する。策定検討委員会は今のこの図でいけば、別に立ち上がる。別に立ち上がって、皆さんで話し合いをいただいた素案をもとに条例案を策定するよう、市長はお願いをする。それを条例制定に見合った形に直して、市長がすぐにパブリックコメントをかけられる条例文にする、というのが策定検討委員会の仕事である。ここで話し合われたことが、ニュアンスも含め、伝わっているということを確認することが必要であり、ここのやり取りはあると思う。一番の問題は、もしこの策定検討委員会が立ち上がったとき

に、市民会議と意見が違ってしまい、我々はこんな条例作りたくないということが出てきてしまった場合のことも想定しなければならない。先ほど申し上げたことは、素案をもとに条例案を作ってください、ということをして市長は申し上げる、ということである。つまり、素案を受け取った時点で市長は、一回「うん」と頷いて送り出さなければならない。だから、市長が「うん」と頷いて素案として策定検討委員会に投げた時点では、変更してもらっては困るということになると思う。微妙な言い回しのところでの意見交換というのは出てくるかもしれない。先ほどオプションとして申し上げたのは、この市民会議の素案レベルで、そしてしかも条例というのはこういう表現でよいのではないかというものがもしまとまって、それを市長が読んだときに「なるほど」と市長が思えば、最終的に意思決定者は市長であるから、そういうこともあるかもしれない。私がこの図で右側はできていないと言ったのはそういう意味である。

- ・広報については、「広報じょうえつ」でとなると若干スペースや時間の関係もあり間延びしてしまうので、何らかの方法で考えていきたい。報道関係の方には一番お力をお借りすると思うが、他の媒体についても考えてみたい。

質問 3

- ・合併協議会の自治基本条例に関する小委員会では、もし合併するならば自治基本条例が必要だ、と積極的に委員の方が発言されて導き出されてきたのだと思うが、何故、合併協議の中の小委員会で一生懸命やられた方々がこの市民会議に加わってこないのか。
- ・その当時の気持ちもあり、また合併後に 13 区において新たな自治の挑戦として地域協議会で、市長からの諮問と地域の問題に対して市長に答申しようということが始まって 4 ヶ月経ち、さらにその他に住民のコミュニティ組織づくりが始まっている。このような合併後の状況の中で、市民と行政との協働による最初の事業としてこの自治基本条例の検討がさかんに言われているが、どんなふうにかこの広くなった住民の方がこれを見つめているか、その辺を野澤課長はどのように考えておられるか。

野澤課長

- ・小委員会の皆さんは入っておられる。おそらくご質問をされた方の周囲におられる小委員会委員であった方の気持ちが多少萎えてしまったのではないかと私は思う。もう一つ考えられるのは、それぞれのお役目を意識されたのではないかと。つまり、議論し尽くしてしまうほど相当議論をしたので、思いはそこに全てあるというつもりかもしれない。ここはコメントできないので勘弁してほしい。
- ・「自治」というものがいろいろな意味で多様になっている。上越市でいろいろな取組みを行っているが、では住民はそれをどうみているのかというお話かと思う。住民からは「わからない」ということが一つあるのではないかと。その「わからない」ことを「わかる」ようにしてあげるのも、自治基本条例の意味かと思う。
- ・地域協議会は、「地域協議会に関する協議書」によって決まっている。協議書というのは条例と一緒にあり、地域協議会に条例があると思っていただいても結構である。何故地域協議会を置いたのか、地域協議会はどういう役目なのかはその協議書に書いてあるわけであるが、地域協議会はこうであるということをして自治基本条例で決めることもできないことではない。その辺は皆さんの

ご議論である。最終的に素直にお気持ちをご表現いただければ、先ほど申し上げたが、条例として馴染むかどうか、可能かどうかというのは、我々事務局が法律をしっかりと横に並べて、矛盾がないか等調べれば済む問題であり、そこはできると思う。

- ・今おそらく一番問題になるのは、「地域協議会と議会の関係」、「地域協議会と住民自治組織、町内会との関係」まさにそこである。何が問題かという「誰が決めるか」の話になる。これは、結論は簡単である。どんな会があっても、決めるのは全て議会である。これは全く明解な話である。今の関係上成り立っているのは、議会で決めていただくために市長が「これで決めてください」というものを出すための、市長が何かを決めるためのその内容を、今こちら側で話し合うということである。地域自治区もそうであり、ここに入れるのは無理があるのかもしれないが町内会長さんの陳情も入るのかもしれない。つまり、全ては市長から議会に投げかけられて議会で決める、というのが今の基本的な自治の仕組みである。
- ・直接請求という制度があるということを先ほど説明した。条例も作ることができるわけである。簡単に言うと、市の名称を変えようという話がある場合、実は市長に市の名称を変えたらどうかと議会で質問するよりも、直接請求したほうが早いわけである。市の条例で市の名称は変えられるわけである。わかりやすさで話しているが、「上越市の名称を～に変える」という条例を作ればそれで変わってしまうわけである。このことは今の住民の権限で出来る。地方自治法に定められた、条例制定の直接請求で出来るのである。ただ、議会が否決すれば終わりであり、だから最後は全部議会であり、そこはルールとして絶対にあるということである。
- ・ただ、最後の切り札として議会の解散というのがある。そういうことを議論していくと、冒頭申し上げたとおり、今の地方自治法、法律、条例でできないことはほとんどないわけである。先回、上越市創造行政研究所の渡来研究員が「地方自治法と自治基本条例の比較」という話をさせていただいたが、それは単純に横の比較だけではなくて、本当は地方自治法で全部埋まっているが、今考えたときに上越市の自治のあり方というのは、地方自治法に書いてあるけれども、もう一度みんなで認め合おう、あるいは手引き本として使おう、地方自治法にあるのではなく、私たちがこうやろうと思ったときに、こういう手順でいけば行き着くという道筋を決めるということで条例を使ってもよいわけである。何故かという、条例というのは法律に違反していなければよいわけであり、法律に違反する条例は作れないが、法律に違反していない条例は作れるのである。そこが知恵の出どころである。
- ・そういうことを意識すると、結局最後どうなるかという、ニセコ町の条例になってしまい、綺麗な条例になってしまう。だが、そうではなく、地方自治法で決まっても私たちの言葉で決めよう、という場合、それは地方自治法を超えなければよいわけである。その例が、地域協議会の委員を投票で選ぶという仕組みであり、これは地方自治法に「やってはいけない」と書いていないからできた。法律はそういうふうに使っていただくと、法律にないことはできるわけである。そういうことを市民の皆さんの生活の中で、法律にないことだからできるわけであるが、法律にないことだからできる、というのは誰にも気付かれない。そこを条例で定めてあげれば、みんながわかるということで考えていただくと、まちづくり条例や自治基本条例のあり方というのは、見えてきていただけるのではないかと思う。

- ・もう一度話を元に戻すと、皆さんが今必要だと思っておられることを、市民の皆さんの感覚で平たい言葉でどんどん挙げていただければ、それを私たちが整理していく中で条例になっていくわけであり、だからイヤなことは、これはしてほしくないという条例で決めればよいわけである。これは簡単なことであり、私の身に起こってほしくない迷惑だということは「～してはならない」と決めればよいのであり、私はこうしたい、ということを決めるときは、「市長はこうしなければならない」など市長や議会に責務をつければ、私がやりたいことはできる。これをされると困る、ということは、逆に「これをしてはいけない」と市長や議会に言う。一番の問題は、いろいろな主体が出てきたときに、私もあなたも市民だけれども利害が対立したときに、「あの人にこうしてほしくない」という条例を作れるかである。そこは自治基本条例を議論していく根っこである。
- ・市民と行政の役割分担などは、本当は地方自治法で終わっている。それを条例で作っていくということは、ある意味もっと踏み込むと、「市民」同士の間の関係、それを「市民」という言葉で誤魔化さずに、町内会やNPOという組織があるのならばそういう人たちの間の関係はどうなるのか、そういうものを話していくと、条例としておもしろいものができるのではないかと思う。そうするとニセコの基本条例とは全く違うものになるかもしれない。まさに何が出るかわからないというぐらいの気持ちでご議論いただいたほうがよいと思う。いずれにしても、ここでの議論を市長に上げる責任は我々が持っており、責任を持って市長にご説明させていただく。
- ・今日説明を聞いて一応納得はしたが、また後日思われるところがあつたら遠慮なく述べていただきたい。ただし、大きな方針は変えず、このまま進んでいきたいと考えている。ご質問には十分お答えして、ご希望があれば出向いてご説明をするが、この大きい流れは維持して進めていきたい。

質問 4

- ・前提に対して若干異論がある。条例制定体制の図では、市民会議と21万市民の関係について「素案提示による意見交換」とあるが、これはいかがなものか。素案が出来上がった後に市民から提言を受けた場合、どうやって素案を直すのか。中間段階で市民に対して情報を公開して意見を求めるべきではないか。具体的にいえば、市民会議でこういう項目を取り上げたということを公開し、その項目に対しての市民の意見を求めるなどである。

野澤課長

- ・広報をするときに意見を受け付けるという仕組みを作っていくことを考えていき、中間でも常に意見をお聞きしていきたいと考えている。市民の意見を聞きながら作っていくのは皆さんも大変だと思うが、それは乗り越えていただきたい。意見が出てくるかどうかは別だが、出てきた場合にその人たちに対して誰がどのようにして説得していくか、ここを代表する主体がない中で説得していくということも含めて、意見が出た段階で全体会で皆さんにお謀りをしていく。出てくることも期待しつつ進めていきたい。そのためには情報公開が必要であり、意見をいただいた時点で情報の出し方を考えさせていただきたい。

質問 5-1

- ・説明内容は概ね理解できた。事務局について、「企画政策課は」という言い方と、「私野澤は」という言い方と、「職員は」という言い方に聞こえる説明のあり方であった。

- ・協働といったときに、私たち市民は条例等にどれだけ精通しているかといったときには事務局にとっても及ばないわけであるが、それらをミックスする中で出来上がっていくということできくと、ある意味では委員と事務局は相対する、補完し合う関係がそこには出来ているのではないかと思う。だが今回のこの体制では、委員が意見を出し合い最終的に結論を導き出していくわけだが、事務局がそれを整理するという言い方の中に、それは相対ではあるが、一方では事務局に徹するというのを何度かおっしゃった。この辺のところをもう一度詳しく説明していただきたい。

野澤課長

- ・まず表現に違いがあったとしたら申し訳ない。全て企画政策課、企画政策課長である。そしてイコール上越市長ということである。
- ・先ほど申し上げたとおり事務局に徹したいと思うが、一回一回の意見のとりまとめの中で、このことを条例に落とすとこんな問題がある、ということを含め、言わなければならないことについては申し上げていきたい。ただそれをお聞きいただくかというのはまた議論であるので、そういう意味で言うと、市民の皆さんの市民感覚のお言葉、発案を行政としてとりまとめる技術を提供させていただくということであれば補完関係だと言えるが、一部その補完という意味を踏み越えて「これはいかがでしょうか」という話をさせていただくという場面もないわけではなく、それはあってから申し上げたくないので予め申し上げたために少しブレたように聞こえるかもしれないが、ご理解いただきたい。

質問 5-2

- ・「検討項目ごとに各委員が意見を出し合い」とあるが、本当はこの中に事務局が入っていただければ、これは補完し合うという構図になる。一方では、委員の中には職員委員も参加しているが、このことをもって補完に代えるということであれば、これはいかがなものか。その辺を明確にしていきたい。

野澤課長

- ・難しい質問だが極めて明解にお答えしようと努力する。基本的には各班に事務局職員は付くが、口は出させない。もし事務局として意見を上げるとすれば、「まとまる」という作業の中で皆さんにお返しをしたい。つまり、一回話をして意見をいただいたときに、「そこはいかがか」ということでお返しすれば、「いかがか」という意見をもって次の回で議論していただけるので、そこは発言したと一緒だと思う。それを中に入ってしまうと、相当事務局側が引っ張ってしまう話になる。ご質問にもあったとおり、本当の意味での協働であれば議論をぶつけ合うべきということも一つの視点だが、今回のやり方として市長からの命は、市民の皆さんに素案を作ってもらおうということであり、私としてはそうしたい。ただ進んでいくうちに、仲間意識が出て入れていただけるのであればまあそれもよいのかということもあるが、それは今の時点で想定していただかなくて結構かと思うのでご理解をお願いしたい。

質問 6-1

- ・事務局にというよりは参加している委員の皆さんに投げかけをしたい。
- ・ここに参加されている委員以外の市民の皆さんにどうやってコミュニケーションをとるかについて

て、例えば、委員の中でより責任を持ってコミュニケーションの窓口になってもよいというような、広報をするときのやり方や準備を、委員が一任してチーム、担当みたいなものを作って検討してもらったり、あるいは地区に素案を説明するときに、説明会の運営に携わるような、そういう少し重い役割を持つ委員を作ることに、皆さんはどうお考えか。

野澤課長

- ・今のご意見は、おそらく運営委員とか幹事とか、言葉とすればそのような方々を幾人が決めて、会の取りまとめをいろいろな面で担っていく、事務局に任せるのではなく、自ら担う人を作ってはいかがかというご提案であると思う。
- ・企画政策課の考え方としては、その部分を企画政策課で担わせていただきたいが、市民との接点の場面では、情報を出して意見をいただくという部分は我々でも十分できるが、言葉としてのやりとりをやっていただくという段階になれば、ここは市民会議全体を表現できるような方から何か役を担っていただかなければならない場面はあるかと思う。その場面でご相談ということでいかがか。

質問 6-2

- ・あとは委員の皆さんの考え方しただが、私は、できるものであればそういうものを作っていたきたいと思う。

野澤課長

- ・今ここで言われてどうだという話ではないが、そういうことを今後皆さんで話し合いをさせていただく。
- ・職員委員については、職員として参加しているが市民としても参加している。いろいろなことを言わせていただきたいし、もし黙っていたら叱っていただいて結構であり、どうか職員の意見も導き出した中で話を進めていっていただきたい。わからないところは職員委員に聞いていただき、そこでわからなかったら企画政策課を呼んでほしい。議論を止めていただくことのないように、全ての回に私も参加させていただき、判断できることは全てその場で判断していきたいと思う。出来るだけスピーディーで皆さんにお手間をかけない会にしていきたい。

質問 7

- ・多摩市の条例の名称は「多摩市市民自治基本条例」である。この検討事業を提案されるときに何故「住民自治基本条例」や「市民自治基本条例」としなかったのか。

野澤課長

- ・簡単に説明すると、「自治」という言葉の頭に付くのは「団体」か「住民」である。「団体自治」というのは、県、市町村が国から独立していますよという意味であり、合併協議のときには、どちらかという団体自治同士のぶつかり合いというのがある。「住民自治」は住民が自分で決めて自分でやっていくという自治である。
- ・合併の最大のメリットは何かといったときに、自治の観点からいくと明解であり、住民が行使し得る自治権の範囲が広がるということである。例えば旧大瀧町の場合、旧大瀧町は 16k m²くら

いであったが、そのエリアのことしか決められなかった。合併後は 970 k m²のことに起こること全てに自治権を行使できる。数百倍に自治権は広がったわけであり、これが合併の最大のメリットである。しかしそれは広がっただけであり、厚みがなければならない。その自治の厚みをどうするかというのが地域協議会の議論や、住民自治組織の議論になっていったわけである。そういう意味からすれば、頭に付けるとすれば「住民」自治基本条例だと思う。

- ・一番難しいのは、「市民」という言葉は何ですか、ということである。「市民」も住民であり「町民」も住民であることからすると頭に付けるのは「住民」であるが、「市民」というのは市にいるから市民なのか、シチズンという英語をあてたときに本当にそれだけの意味なのか。これを話していくとキリがないが、言葉にもしこだわるのであれば「住民自治基本条例」が正しいのかなと思う。
- ・何故頭に付けなかったかという、「団体自治基本条例」というのはおそらくあり得ないからだと思う。決めるのは住民の皆さんの権利や制度であり、あるいは住民の自治に関する決まりである。団体の自治に関する決まりは、基本的には地方自治法である。ただ、今ご意見をいただいてたしかにそうかなという気も若干した。今は自治基本条例は「住民自治基本条例」だと思っていただきたい。

質問 8

- ・合併して 4 ヶ月近く経つが、新市のマップもまだ配付されていない。何をもってこれから考えていけばよいかわからず、不思議である。各班に各地域の委員が入っているが、検討をするにしても自分が住んでいる地区以外のことは見えないという部分がたくさんある。また逆の発想では、住んでいる地区ではこれは慣れ親しんでいて当たり前だと思うようなことでも、他の地区から見た目線というのもある。それをどのようにして活かしていくか。これを活かして初めて、綺麗で素敵な上越市になっていくのではないかなと思う。
- ・各区でまちづくりを行っているが、ここでの検討をどのようにして市全体の中に反映させるのか。各区の見えない部分をどのようにして我々や各市民に教えていただけるのか。こちら辺をキチンとやっていかないと、何回会議しても単独思考の形だけのものであると思う。ここをどのようにしてつなぎ合わせていくのかを知りたい。見えないものの中からは答えは絶対に出てこないのではないかな。

野澤課長

- ・まず一つは、まちづくりをどうするかを自治基本条例で決めるのではなく、どうやってまちを作っていくかの仕組みを条例で決めるのである。他の地域のことはわからないから検討したくてもわからないというのは一つ正しいことだと思うが、身の回りのことで、自分はこういうルールがあればこういうことが出来るのに、あるいはこれがあるから邪魔だ、というのは、どんなにエリアがあろうとも自分が知っているその範囲でいいから必ずあると思う。
- ・もう一つ逆の言い方をすると、皆さんが「どこで生まれたか」と質問をされたときに、上越市と答える方はほとんどゼロのはずである。私も上越市生まれであるが、聞かれれば直江津生まれと答える。そういうことをアプローチしていくと、「市」とは何か、というところにいつてしまう。実は自分たちがアイデンティティを一番持っているのは、半径何メートルとか半径 1 km とか、そういうエリアの出来事だと思います。そういうエリアでの考えに徹したときに何か頭に浮かん

でくことで結構であり、そういうことを積み重ねて、ご自分の考え、他の委員の考えを合わせていけばよいと考えている。ご質問のように、皆さんの常識はあの人の非常識かもしれず、あの人の常識は皆さんの非常識かもしれない。そこを合わせていくのが自治基本条例である。

- ・この地区ではルール違反だがあちらの地区では通る、ということが今まであったとしても、せっかく合併したのだからそれを平らにしようという場合、どのようにして決めていくかということ、自分のことしかわからないのだから、私はこうしたい、他の方はこうしたい、ということで議論していくのが一番ポイントだと思う。常に自治基本条例の検討にはそういうことが付きまとうものだと思う。私にとってあなたにやってほしくないこと、というのを決められるかが問題であるが、それが決められないとしたら共通のルールを作ればよいのではないか。この人がダメだというルールを作るのではなく、私もあなたも納得できるルールを作ればよいと考えていただけるとありがたい。
- ・ご指摘いただいた前段の部分、4月になってるのに新市全域の地図も配付していないという点については謝罪し、早急に皆さんのお手元に何らかのものはお届けする。

質問9

- ・課長に今この場を仕切っていただいているが、散発的にいろいろな意見が出ており、それらについて課長が一問一答的な形で回答されている。人間は一つの事象が起きると、それに関連してそれに意識が起きて、それで考えがふくらんで関連した質問もしたくなる。課長に限らず今後座長をされる方には、「この件に関してはこれでいかがか」という仕切り方をしていただきたい。
- ・グループで取りまとめをして、何か専門的なチームを作って、ある意味ではこの市民会議と事務局をすり合わせる代表団のようなものを作ったらどうか、というご意見が先ほどあった。その際課長は、「検討します」ということで終わったが、検討される前に、ここにいらっしゃる皆さんに諮るなど、そういう進め方をされるほうがよいのではないか。
- ・先ほど、この自治基本条例の名称についての質問があり、その際は法律用語的な形、国語的な解釈で説明されたが、例えば「さわやか自治基本条例」のような名称を付けたいとなった場合はどうなのか。

野澤課長

- ・一つ目について、そのように仕切らせていただく。
- ・二つ目については、私としては「いかがでしょうか」と表情で表したつもりであったが、言葉が足りなかった。申し訳ない。今後留意する。
- ・三つ目については、名称もご議論いただいて結構であるが、名称の議論だけでエネルギーを費やさないでいただきたい。ただ、一番話しやすい部分であり、共通認識を作っていただくには、「名称とは何か」というところから入っていただくと話しやすいとは思う。そこから広がっていくことをご期待されてご質問されたのだと思う。条例というのはどんな名前でもよいと思う。自由なディスカッションをしていただきたい。先ほど申し上げたように、今一応基本的にお話しただく項目は4つであるが、その中からさらに項目が出てきたら検討項目は増える、という話をさせていただいた。そこはまた相談させていただく。

ワークショップ

(1) 各班リーダーの選出

- ・リーダーを固定するしないを含めて、班内での役割分担や検討の進め方を各班で協議

(2) 検討開始

- ・次回からの検討の部分に入れる班は、前倒しで検討を開始

8 問合せ先

企画・地域振興部 企画政策課 企画調整係 025-526-5111(内線 1452)

9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。